

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

本市においては、上下町地域が過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、いわゆる「一部過疎」として同法の適用を受け、平成26年4月からは市全域が同法第2条第1項の規定による「全部過疎」として指定を受ける中で、産業の振興、交通体系・情報通信基盤の整備など本市全域の一体的な発展に鋭意取り組んできた。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持するとともに、とりわけ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」への対応、さらに、若者を中心とした価値観の多様化などによる社会潮流の変化やsociety5.0時代の到来も見据え、人口減少が進む過疎地域においてこそ積極的な取組を一層加速させるため、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、次の事項について措置が講じられるよう強く要望する。

- 1 新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行の過疎地域を引き続き指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件及び指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
- 2 過疎地域において特に重要な財源となっている過疎対策事業債について、地域の多様な財政需要に対応できるよう、必要額を確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年7月20日

広島県府中市議会